

税務コンプライアンスに関するタケダの見解

概要

タケダは、事業を行う地域の関連税務法規を遵守し、全世界の所轄税務当局と透明かつ専門的・建設的な関係を構築してまいります。価値観に基づいて事業を行うタケダにとって、最高水準の倫理的・道徳的な基準を満たした意思決定を行い、それを企業としての行動につなげることは非常に重要であり、税務に正しく取り組むことは、タケダのサステナビリティ フレームワークの重要な一部でもあります。また、タケダは国内ならびに国際租税体系に対する透明性と公共の信頼を確保するよう取り組みます。ステークホルダーに対する日頃からの連携と信頼の獲得のための取り組みが、事業活動を行う地域における適切な納税に対する意識を高めています。

タケダに適用される開示規則の遵守、ならびに税務の透明性への取り組みに関して、この文書では以下について触れています。

- ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス
- 移転価格ポリシー
- 税務戦略
- 税務当局との取り組み
- 税務リスクに対する考え方

背景

タケダが事業を遂行するにあたり、法人税・関税・使用税・資産税・印紙税・公益あるいは退職金積立に関する雇用関係税など、さまざまな形での事業に関する税金が生じます。また個人所得税、あるいは付加価値税（VAT）・消費税のような間接税の徴収・納付を行います。タケダが徴収・納付する税金の大部分は、地域経済とその充実に対するタケダの貢献の一部となっています。タケダは、税金負担総額（支払税金及び徴収税金）を毎年公開しています。

タケダの見解

ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス

タケダが大切にしている誠実・公正・正直・不屈の価値観、そしてグローバル行動規準は、税務関連法規の遵守を支える当社のポリシーおよびガバナンスの枠組みの土台となっています。タケダは、これらの指針に則り、事業を運営するすべての国・地域で税務関連法規を遵守することを約束します。

タケダは脱税を一切許容せず、脱税を防ぐために設計された適切な手順があります。さらに、タケダは稼得したバリューを事業的な裏付けのない軽課税国、あるいは税源浸食を許す国・地域へ移転しません。また、いわゆる「タックス・ヘイブン」や税務面で非協力的な国・地域を租税回避目的に使用することはありません。

ポリシーとコンプライアンスの手続きについては、文書化して適宜更新することにより、申告・納税実務における適時性、正確さ、法令等の遵守の状況を確認しています。また、タケダの税務機能は、監査等委員会に対し、税務リスクや枠組みの管理を含む税務関連ポリシーと手続きの実施・維持について説明責任を担っています。

タケダは担当者が当社の納税義務を適切に果たせるよう、必要な訓練を受けられるための投資を行います。

タケダでは、組織全体のデータとデジタル技術に対して多大な投資を行い、業務プロセスの変革に取り組んでいます。また、技術ソリューションを継続的に評価することでプロセスの効率化を目指し、より有効的な方法で税務コンプライアンスを遵守する義務を果たしていきます。

移転価格ポリシー

移転価格ポリシーは独立企業間原則に代表される経済協力開発機構（OECD）ガイドラインに従い、適切な経済分析と文書化により確認を行っています。タケダは OECD による税源侵食と利益移転（BEPS）の行動計画 8～10、13（移転価格文書化及び国別報告）を遵守します。

研究・開発活動・サプライチェーン管理といった国際間取引は重要かつ複雑であり、多くの主要な機能は複数の拠点に分散しています。タケダは、グローバルな事業に沿った、適切な移転価格管理体制を敷いています。

税務戦略

タケダの税務機能は、導入や買収、事業再編・内部取引の効率化等の重要な事業取引に対して、適切な検討や指導を行います。また、検討対象となる取引に対する税務上の影響度について、上記の進め方に沿って結論を導きます。

タケダは、事業面から自身の行動が OECD による行動原則とガイドラインに則ったものであることを確保するとともに、事業の実施状況と取引内容について継続的に確認します。

タケダは、十分な事業内容あるいは必要な経済的実体を持たない人為的な税務処理を採用しません。

日本に本社のある法人として、タケダには「JCFC (Japan Controlled Foreign Corporation)」ルールと呼ばれる厳格なタックス・ヘイブン対策税制がグローバルに適用されます。JCFC ルールでは、一定の海外子会社の課税所得が、親会社である日本の税率（30.58%）で課税されます。一定項目調整後の実効税率 27%未滿かつ事業実体の乏しい海外子会社には JCFC ルールが課されるため、JCFC ルールは租税回避防止ルールの役割を果たしています。

タケダは、適切な場合、ならびにその目的が事業活動と一致する場合に限って、税額控除制度および税制優遇措置を利用します。

タケダは、濫用的な税務戦略を採用しません。そのため、BEPS の行動計画 2（ハイブリッド・ミスマッチに係る取決めの効果の無効化）、5（有害税制への対応）、6（租税条約の濫用の防止）および 12（義務的開示制度）はタケダの税務処理には影響しません。

税務当局との取り組み

タケダは、すべての所轄税務当局に対して、透明かつ専門的・建設的な関係を構築・維持するとともに、帳簿・記録の整合性を証明するために、関連データの透明性とアクセスを維持します。

必要に応じて、国・地方の税務当局に対し、税制改正の内容が公正、かつ偏りのない実務上妥当なものとなるよう働きかけることがあります。特に、輸出・輸入あるいは居住者・非居住者向けの施策で対象国間において取り扱いに差異が生じうるかについて注視してまいります。

タケダは欧州連合（EU）の国別報告書（CbCR）の開示に関する指令を支持します。2021 年 12 月 21 日に発効されたこの CbCR 開示指令は、企業の特定の税金関連情報、財務数値、及び事業活動の内容に関する情報を国別に公開する仕組みです。EU 加盟各国はこの CbCR 開示指令を 2023 年 6 月 22 日までに国内法制化しました。タケダでは、EU 全体で適用されたこの CbCR 開示指令を適用する最初の事業年度が、2025 年 4 月 1 日に始まる予定です。

税務リスクに対する考え方

タケダの価値観とグローバル行動規準には、税務関連法規の遵守の枠組みが示されており、その枠内において重要な税務リスクの把握と軽減を検討します。タケダでは、税務リスクの評価・管理が、会計報告に関連する内部統制の全体的な枠組みの中に、重要な一部として組み込まれています。タケダが税務に関して投機的な立ち位置を取ったり、重要な税務リスクにつながる行動をとったりすることはありません。準拠法・規則の内容が明確でないが解釈の余地がある場合には、自身の見解が妥当であるかについて外部のアドバイザー機関に必要な確認を行います。

この見解は毎年見直され、2023 年度のタケダグループ内のすべての事業体に適用されます¹。

まとめ

タケダは、事業を行う地域の関連税務法規を遵守し、所轄税務当局と透明かつ専門的・建設的な関係を構築してまいります。また、国内ならびに国際租税体系に対する透明性と公共の信頼を確保するよう取り組みます。ステークホルダーに対する日頃からの連携と信頼の獲得のための取り組みが、事業活動を行う地域における適切な納税に対する意識を高めています。

武田薬品工業について

武田薬品工業株式会社は、世界中の人々の健康と、輝かしい未来に貢献することを目指しています。消化器系・炎症性疾患、希少疾患、血漿分画製剤、オンコロジー（がん）、ニューロサイエンス（神経精神疾患）、ワクチンといった主要な疾患領域および事業分野において、革新的な医薬品の創出に向けて取り組んでいます。パートナーとともに、強固かつ多様なパイプラインを構築することで新たな治療選択肢をお届けし、患者さんの生活の質の向上に貢献できるよう活動しています。

2024年3月

¹ 英国財務法 2016 年第 19 条(2)および第 22 条(2)、スケジュール 19 に基づくすべての英国登録事業体を含みます。